

事 務 連 絡  
平成 31 年 4 月 3 日  
経 済 産 業 省

情報サービス産業・ソフトウェア産業の皆様へ

改元に伴う元号による年表示の取扱い及び  
情報システム・ソフトウェアに関する対応について  
(周知)

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）に基づく皇位の継承に伴って、2019 年 5 月 1 日に改元が行われることとされております。

新元号については、改元に先立ち「令和」とすることが 4 月 1 日に公表されました。政府においては、改元に伴う元号による年表示の取扱いについて、新元号の円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議において、別添の通り申合せを行い、今後、本方針に基づき事務を行うこととなりますので、情報提供させていただきます。

また、改元に伴う情報システム・ソフトウェア製品の改修や、顧客への必要な案内、顧客との間での十分な調整・コミュニケーションにつきましては、万全を期していただきますよう、引き続き、お願いいたします。

特に、下記の三点については、留意して頂きますようご協力をよろしくお願いいたします。

- ①改元に伴い、自社製品のアップデートを提供するにあたっては、アップデートの内容、提供スケジュール及び顧客自身で実施が必要な作業(自社製品を動作させるために必要な OS やミドルウェア等、関連するシステムに対して行うアップデート等の作業を含む) についてウェブサイトなどを通じ十分な情報提供をおこなうこと。

- ②改元に伴う改修対応や製品のアップデート提供等の過程において情報システム・ソフトウェア製品の不具合等が発生し、当該不具合等が広く多数の利用者で同様に発生し得るものであった場合には、注意や対応策を自社のウェブサイト等で迅速に周知頂くとともに、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（I P A）にもご報告いただくこと。（報告様式及び報告先は次頁参照）
- ③顧客に対し、改元に伴う改修対応や製品のアップデート提供等について相談・問合せを受け付ける窓口の情報を、適切に周知すること。特に、改元日前後の大型連休中の対応方針についても事前に余裕をもって周知を行うこと。

経済産業省及びI P Aでは、改元に伴う情報システム改修等への対応における留意点等について、下記の経済産業省ウェブページにおいて情報提供を行っており、同ページでは、今後も、継続的に、改元に伴う情報システムの改修等に関する最新の情報提供を行ってまいります。

皆様におかれましては、改元に伴う情報システムの改修等に関するこれらの情報について、加盟法人等の関係先への周知にもご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

<経済産業省ウェブページにおける情報提供>

改元に伴う企業等の情報システム改修等への対応

[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/kaigen/kaigen\\_taiou.html](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaigen/kaigen_taiou.html)



